日行連発第 1048 号
令和 8 年 11 月 6 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長　宮本　重則
デジタル推進本部
本部長　関谷　一和

単位会長等になりすました不審メール等への注意喚起について

今般、複数の単位会において、単位会又はその会長等をかたる者から、所属会員やその他の関係者に対し、金銭の支払いを求める等の不審なメールや SNS メッセージが送信される事案が確認されています。

これらの事案では、実在する会長等の氏名や行政書士会の名称を使用し、本人からの連絡であるかのように装った上で、メールや LINE 等の SNS でのやり取りに誘導し、緊急の支払い等を理由として、金銭の振込みや立替払いを求めるといった手口が用いられています。

つきましては、所属会員、事務局職員等に対し、下記の事項について周知いただくとともに、不審なメール等を受信した場合の会内における確認、報告体制及び金銭の支払いに関する手順等を改めてご確認くださいますようお願いいたします。

なお、下記の「１」及び「２」については、日行連ホームページの会員向けサイト（連 con）に掲載します。

記

1　確認されている主な手口

（１）　本会又は単位会の会長、役員等の氏名を差出人として表示した電子メール又は SNS メッセージを送信する。なお、会長名等を差出人として表示する一方、実際の送信元には、行政書士会と関係のないフリーメールアドレス等を使用している。

（２）　本人になりすまして連絡し、受信者が返信すると、LINE 等の SNS でのやり取り、又は SNS グループの作成及び参加を求める。

（３）　「業務上必要な支払い」、「本日中に支払いが必要である。」などと業務性や緊急性を装い、指定口座への振込み、物品の購入、代金の立替払い等を求める。

2　不審なメール等を受信した場合の対応

（1）　差出人として表示される単位会名、役職名又は氏名だけで判断せず、実際の送信元のメールアドレスを必ず確認すること。

（2）　会長、役員、上司等を名乗る者から、金銭の振込み、立替払い、物品の購入、口座残高の回答その他通常と異なる対応を求められた場合は、直ちに応じないこと。

（3）　受信したメール又は SNS メッセージへの返信によって本人確認を行うのではなく、日頃使用している電話番号への架電、対面での確認その他の別の連絡手段により、必ず本人又は関係部署に事実確認を行うこと。

（4）　メール本文中の URL、SNS グループへの招待用 URL、二次元コード及び添付ファイルを安易に開かないこと。

（5）　既に SNS グループへ参加している場合は、SNS の通報機能が利用可能なときには通報した上で、速やかに当該グループから退出すること。

3　各単位会においてご対応いただきたい事項

（1）　会員に対して上記「1 確認されている主な手口」及び「2 不審なメール等を受信した場合の対応」について周知を行うとともに、単位会が通常使用する送信元メールアドレス及び正規の連絡方法をあらかじめ周知すること。

（2）　会員への電子メールの送信に独自ドメインを使用している場合には、メールサービス提供事業者等に対して、送信元メールアドレスのドメインが正規のものであるかを確認するための「送信ドメイン認証」（SPF、DKIM 及び DMARC）の設定状況を確認し、未設定の場合は、必要に応じて導入を検討すること。

（3）　不審なメール等を受信した場合の会内の報告先を明確にすること。また、金銭の支払いを行う際の決裁者、本人確認の方法及び承認手順を今一度確認し、会長、役員及び事務局職員の間で共有すること。

（4）　会長、役員等からの依頼であっても、電子メール又は SNS による連絡のみで振込み、立替払いその他の支払いは行わないこと。また、通常の手続を経ない送金を求めることはない旨を、会長、役員及び事務局職員の間で共有すること。

（5）　万が一、金銭被害又は不正送金が発生した場合は、直ちに振込先金融機関及び所轄の警察署へ連絡するとともに、関係者間で情報を共有すること。

以上

添付 1：東京都行政書士会会長を装った LINE アカウントからの不審な連絡事例

添付 2：千葉県行政書士会会長を装った不審なメール事例

参考 1：警察庁　法人を対象とした詐欺（ニセ社長詐欺）に注意！

参考 2：総務省　迷惑メール対策ページ

参考 3：LINE ヘルプセンター　迷惑行為を通報する方法

本件に関する連絡先
デジタル推進室　担当：松田・酒井・森本
Slack：単位会デジタルチャネル